

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

構造改革と財政の中期展望に指摘されました政策課題について質問をさせていただきたいと思っております。以下、この文案にもございますように、「改革と展望」という略称で呼ばせていただきたいと思う次第でございます。

まず、雇用、労働に関することについてお伺いしたいと思います。

この「改革と展望」におきましては、二ページ、三ページにございますけれども、この「改革と展望」の閣議決定により、平成十一年七月閣議決定の経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針は終了することとするということになっているわけでございます。すなわち、経済計画が改まったということになるわけでございます。

雇用対策法は、第四条におきまして、国は雇用対策基本計画を策定しなければならない、また雇用対策基本計画は、政府の策定する経済全般に関する計画と調和するものでなければならないと定めているところでございます。

現に、現在の第九次雇用対策基本計画は、この間までありました経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針、平成十一年七月八日の閣議決定を受けて同年八月十三日に閣議決定されているところでございます。その現行の雇用対策基本計画の決定以降時間が経過する中で、私たちを取り巻く環境、経済・雇用情勢は大変大きく変化いたしました。計画策定時における失業率の見通しやワークシェアリングの位置付けなどの面で著しい乖離が生じている。そのような中で、新たな労働情勢に即した雇用対策基本計画の策定というものが求められているのではないかと思います。

この「改革と展望」の閣議決定という事態を受けて、厚生労働省は新たな雇用対策基本計画の策定に早急に当たるべきだと考えるんですが、御見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（澤田陽太郎君） 今回閣議決定されました「改革と展望」の雇用関係の内容を見ますと、民需主導の持続的な経済成長が雇用創出のかぎであると、こうしておりまして、「規制改革などの構造改革を進め、雇用を創出するとともに、労働力需給のミスマッチを縮小し、失業率をできる限り低くするよう努め、雇用不安の軽減を目指す。」という考え方が出ております。

こうした考え方は、先生御指摘の現行の雇用対策基本計画の基本的な課題認識と一致しておりまして、この点で、政府の策定する経済全般に関する計画と調和するものでなければならないという御指摘の雇対法第四条三項の規定に照らしましても、「改革と展望」との関係で調和は保たれているというふうに私どもは考えております。

したがって、今般廃止されました従前の経済計画が新しい「改革と展望」に変わったという形式的な理由とのリンクで現行雇用対策基本計画を直ちに改定することは考えておりません。

また、内容の話でございますが、現在私どもは、現行雇用対策基本計画及び「改革と展望」にありますように、完全失業率をできる限り低くするという考え方、そして雇対基本計画にのっとり雇用対策の基本方向に従いまして、厳しい雇用情勢に対応するための諸般の政策を推進しているところであります。

例えば、ワークシェアリングにつきましても、現行雇用対策基本計画におきまして、政労使一体となった雇用創出・安定の取組の推進、ワークシェアリングも視野に入れた雇用創出ということと言及しておりまして、現在、政労使によるワークシェアリングの検討会議を進めているところでございます。

失業率の問題等々ございますが、現行の雇用対策基本計画も「改革と展望」も、この失業率に

つきましてはいずれも閣議決定本体ではなくて参考資料という形で位置づけられておりまして、二〇一〇年の失業率は両計画とも四・二%ということで一致をしているところでございます。

したがって、るる申し上げましたが、国が講じようとする施策の基本方向という実質的な側面におきまして、直ちに現在の雇用対策基本計画を改定する必要があるとは考えておらないというところでございます。

○辻泰弘君 現行の雇用対策計画は、十年のスパンでとらえているわけでございます。今回の「改革と展望」は、ローリングプラン、すなわち毎年変えていくということになっているわけですが、私は、大変経済社会の変化というものが著しい、急激だという状況の中で、私は計画が、計画経済じゃございませんから計画がすべてではございませんが、一つの一年間の先の見通しをそれなりに持って、政策官庁がみんな知恵を結集してこれからどうやっていくかという、そういう形というのが人間が考えられる一番いい形ではないかと思う次第でございます。その意味で計画の改定自体にこだわるわけではございませんが、十年間のスパンを持った雇用対策基本計画というものの自体が今回のローリングシステムに変わった経済計画というその精神に合致しないのではないかと、このように思うわけでございます。

このこと自体、時間を取っても仕方がありませんので、また厚生労働委員会等で議論させていただきたいと思いますが、もう一点、雇用労働問題についてお聞きしておきたいと思います。

「改革と展望」におきましては、ある意味では当然ですけれども、雇用を社会保障制度の枠内にとらえて、社会保障制度は国民にとって最も大切な生活インフラであり、重要なセーフティネットであると指摘しているところでございます。

御承知のように、十二月の失業率は五・六%と過去最悪を更新し、雇用環境は極めて厳しい状況にあるわけでございます。このような非常事態とも言うべき状況に対処すべく、正にセーフティネットの根幹を成す雇用保険の全国延長給付、この要件緩和、そういうことによって非自発的失業者を重点的に置いた失業給付の九十日延長を図るべきだと考えますが、厚生労働省の見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（澤田陽太郎君） 御指摘のように、雇用保険制度は雇用にかかわりますセーフティネットとして大変重要なものだと私どもも考えております。そういうことで、昨年四月から雇用保険制度におきまして、中高年齢層を中心に倒産、解雇等によりますいわゆる非自発的な離職者、事業主都合による離職者につきましては手厚い給付を行うというなどの改正も行ったところであります。

また、さきの臨時国会におきまして、職業訓練の充実による再就職の促進ということの重要性に着目をいたしまして、中高年齢者につきまして職業訓練を充実してやるということの内容をいたします訓練延長給付制度を拡充する雇用対策臨時特例法を成立させていただいたところであります。

私どもとしては、こうした訓練延長給付制度も十分活用しながら、真に就職意欲のある方につきまして必要な就職支援をする、そういう形で現在の厳しい雇用失業情勢にも対処していきたいと考えているところであります。

お尋ねの雇用保険上の全国延長給付につきましては、現在のところその発動基準に達しておりませんが、これを緩和して単純に全国一律に給付を延長するということになると、失業者の滞留を招くというおそれも十分ございます。そうした点を考えますと、この点につきましては要件の緩和ということは考えていないということになって、お答えをいたしたいと思います。

○辻泰弘君 この点も深く突っ込みたいところですが、三十分しかございませんので次のテーマに移らせていただきます。

法務省に関するところでございます。

「改革と展望」では、「構造改革が目指すのは「人」を何よりも重視する国である。」と高らか

に宣言されております。そして、人を何よりも重視する経済社会を目指すことをうたっておられるわけでございます。また、小泉総理は努力が報われる社会を目指すということを公約されているわけでございます。

現在の法体系を見ますときに、労働者の給与の支払に充てられる労働債権の優先順位が未納の税金に充てられる租税債権より低位に設定されているというのが現状でございます。そのために、会社が破産したときに、管財人が税金、社会保険料を優先的に弁済し、結果として労働者が未払給与を受けることができないという場合が散見されている現状でございます。

正に、この改革で言うように、構造改革を目指すのは人を何よりも重視する国であると、また努力が報われる社会を目指す小泉総理。その中で、労働者が額に汗して働き、その結果として当然に受ける権利を有する給与が、給与より先に国や地方の税金、社会保険料が持っていかれてしまうような大変極めて冷たい法制というものは早急に改めるべきではないかと思うわけでございますが、法務省の見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（房村精一君） 破産手続等、法的倒産手続を取る場合には、関係する債権が労働債権、租税債権あるいは一般の取引債権というように多種多様にわたりますので、その優先関係が問題となってまいります。

基本的にはこの優先関係、国税徴収法であるとか民法、商法というようなそれぞれの実体法で決められているところでございますが、労働債権については、現在、民法、商法でその全部又は一部について一般の債権に対する優先権が与えられております。これを反映いたしまして、破産手続においても労働債権は一般の破産債権に優先するという具合にされておりますが、御指摘のように、租税債権等は手続に必要な費用とともに財団債権として破産債権に優先するということになっております。

この倒産法制については現在法務省で見直しを進めておりまして、破産法についてもその見直し作業を進めているところでございますが、その中で、ただいま御指摘のように、労働債権の順位を引き上げるべきではないかという指摘がなされておりまして、重要な論点の一つとなっております。私どもも現在検討を進めているところでありますが、本日伺いました御意見も参考にさせていただきます。更に検討を深めたいという具合に考えております。

○辻泰弘君 審議会で御検討いただいていることは結構なことだと思うんですが、言われておりますのは一年掛かりで、来年の通常国会じゃないかということでございまして、どうも一年半ほど遅れているんじゃないかと思うわけでございます。どうか大いに促進をしていただきまして、早急に結論をいただきますようお願いを申し上げておきたいと思っております。この問題はこれにて終わらせていただきます。

次に、文部科学省問題について、マターについてお伺いしたいと思います。

「改革と展望」におきましては人材大国を目指すということがうたわれ、有為な人材を育てるための奨学金の充実ということが指摘されているところでございます。

また先般、小泉総理、参議院本会議におきまして、親の失職等の経済的理由で子供たちが学校を退学したり進学を断念することなく、教育を受ける意欲と能力がある人が確実に受けられるよう、緊急採用奨学金制度の周知徹底を図るなど、適切に対応したいと述べておられるところでございます。

私も調べてみましたが、大学などにつきましてはそれなりの制度ができているように思うんですが、現在の奨学金制度が高校生に対しては十分なものになっていないように思えるのでございますが、いかがお考えでしょうか。

○大臣政務官（池坊保子君） 委員がおっしゃいますように、個人の自立を促し、公助を行うことは大変大切なことだというふうに考えております。文部科学省といたしましても奨学金事業については大変力をかけておりますし、私も文部科学委員でございました間に奨学金制度の拡充に

努めてまいりましたし、また有利子貸与の制度も作ってまいりました。

今、御質問にございましたように、高校生の奨学金におきましては、保護者が倒産とかリストラをいたしましたときに授業料が払えない児童たちに対して緊急採用奨学金制度というのを設けております。これは一万人、三十億を十四年度で計上いたしております。また、無利子の奨学金にいたしましては、十四年度で十二万二千五十一人の方が受けられるようになっておりまして、二百七十六億五千百万でございます。また、文部科学省、国が半分援助をいたします各都道府県の奨学事業について、高等学校奨学事業費補助というのを十四年度から創設いたしました。これは二十億でございます。これらのことを併せますと、全員が採用可能なのではないかというふうに考えております。

確かに、有利子は高校生はございません。十八歳以上、大学生、短大生以上というふうになっておりますが、様々な施策がございますので、高校生が安心して学べるようなシステムになっていると思っております。

○辻泰弘君 高校生につきましては、文部科学省、平成七年でしたか、閣議決定で、高校生の奨学金については地方に任せるんだと、こういう決定があるのでということで、高校生の部分が少し手薄になっていると申しますか、都道府県も私調べてみたんですけども、定時制、通信制の在学者が対象だとか、年一回の募集になっているというような実態もございまして、緊急採用の場合はいつでも随時受けられるわけですけども、そういうふうに都道府県のものはない。また、有利子の奨学金、財投で成り立っている部分については採用が随時ではございません。それで、おっしゃったように高校が対象になっていないわけでございます。結果として高校生の部分が私は手薄になっているんじゃないかと思うわけでございます。

そのような意味で、現行の有利子の育英奨学金の対象に高校生を加えるということと、緊急採用奨学金がいつでも申請できるようになっているのと同様に有利子の奨学金についても随時採用の制度とすべきではないかと、このように思うわけございまして、要望として受け止めていただきたいのですが、いかがお考えでしょうか。

○大臣政務官（池坊保子君） 委員も御承知のように、高校は都道府県の設置になっておりますので、もちろん国がいたしますことも大切だとは思いますが、都道府県との連携というのが、よりきめ細やかに奨学金制度を子供たちに与えることができるのではないかというふうに考えております。本来、先ほどもございましたように、緊急採用奨学金制度は随時受け付けられておりますので、こういうことの周知徹底なども図ってまいりたいというふうには考えております。

有利子は様々な問題がございますので、検討を十分しなければならない問題だというふうに考えております。

○辻泰弘君 高校以外につきましては、私は有利子と無利子の部分の組合わせで、あるいは緊急採用の組合わせでそれなりに独りでもやっていけるような形ができると思うんですが、高校生については私は手薄な状況になっているんじゃないかと思っておりますので、また御検討いただきたいと思っております。

次に、医療保険の問題についてお伺いいたします。

「改革と展望」におきましては、医療などの社会保障制度は、先ほども申しましたけれども、国民にとって最も大切な生活インフラである、重要なセーフティーネットであると位置付けられているところでございます。

今、会社などに勤めていた人が失業した場合に、現行制度では国保に入らなければならないということになるわけでございますが、国保の保険料は前年度の所得がベースとなって賦課されるために大変重い負担となるわけでございます。失業の際の保険料の仕組みにつきましては、やはりセーフティーネットの見地から何らかの配慮がなされてしかるべきではないかと思うわけでございます。

現行の法律を見ますと、国民健康保険法には保険料の減免、徴収猶予を可能とする第七十七条の規定があるわけでございます。国保の運営は、当然ながら地方自治体の判断によるものではございますけれども、その状況がどのようになっているかはやはりセーフティーネットという見方から政府としてもしっかりと把握しておくべきものだと思うわけでございます。

そのような意味で、現在の国保の保険料の減免、徴収猶予の制度、全国の自治体でどのように設けられているのか、またどのような中身でどのような軽減になっているのか、最近の適用、増加しているのか、そういう状況について御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人（大塚義治君） ただいまお話ございましたように、国民健康保険の場合、これは市町村税なども同様でございますけれども、前年所得を基礎として保険料を賦課するという基本的な仕組みでございます。

そうした仕組みの中で、例えば災害の被害を受けたというような幾つかの予想し難い場合につきまして保険料の支払いが困難になるというケースもございますので、それぞれの市町村の条例におきまして減免あるいは徴収猶予を行うことができるという枠組みがございます。

様々な減免事由、これも幅がございますけれども、おおむね、災害あるいは事故などによる損失が生じた場合、疾病などで世帯の主たる生計維持者の収入などが激減した場合、あるいは全般的に所得の水準が下がりまして保険料負担に堪え難い場合、様々な事由が掲げられておるわけですが、こうした減免条例を設けておる市町村は全体の九四％、ほとんどの市町村で設けられておるわけでございますし、その中で現実に運用が行われているわけでございます。

最近の例、速報値でございますけれども、平成十二年度の減免状況で申しますと、国保の中には退職被保険者という方もおられますのでそれを合わせた数字になっておりますが、件数に、対象となりました世帯数全体で九十五万世帯、減免の対象となりました件数で九十五万世帯、それから減免額にいたしますと全国で二百五十億程度、こうした状況でございます。

詳細の個別の事由につきましては、大きく分けまして災害等による場合、その他の場合というふうに二つのくくりで私どもは状況を把握しておりますけれども、かなりの率で災害以外のその他の場合のケースが多いという計数上の資料がございます。

以上でございます。

○辻泰弘君 時間の関係で次に移らせていただきます。

内閣府試算について御質問を申し上げたいと思っております。

私、実は二十数年前、政策スタッフしておりまして、一九八五年に、毎年見直しを行うローリングシステムによる中期経済計画並びにそれとの政策的連続性と整合性を持った中期財政計画を早急に策定するよう提唱するという事を、当時、民社党でございましたけれども、政党の政策に私が書かせていただいたことがございまして、それが今般、竹中大臣、経済演説におきまして、「短期と長期、マクロ経済と財政運営の整合性を確保しつつ、中長期的な経済財政運営を行うために、「構造改革と経済財政の中期展望」を策定しました。」、このようにおっしゃっておられまして、いささか個人的感傷ではございますが、大変感慨深い思いをいたしまして、ある意味では一つの政策手法としては私は個人的には大変評価したいと思うわけでございます。

中身にはいろいろ異論もございましてけれども、やはり、計画経済ではございませんけれども、一年後の一つのどうなるかという見定めを政府内で共有をして、政策官庁がそれぞれのノウハウを結集してどう取り組むべきかと、全体のバランスを図りつつどう取り組んでいくかということを考えることは人間ができる最大のことだと思うわけございまして、この今度の「改革と展望」はその意味で私は評価に値すると思っておりますし、どうかそういう意味でこれをより発展的に幅広く大きく精緻に仕上げていただきたいと、このように思うわけでございます。

そのような立場から、改革の、いや試算の前提についていささかお伺いしたいと思います。

まず、年金の物価スライドについてですけれども、二〇〇三年度以降法律に準ずることとされているわけでございますが、それは一九九九年以降の三年間のトータル・七%分をすべて反映

させる、すなわち取り戻すことを想定しているのかどうか、お伺いしたいと思います。時間もございませんので、簡潔にお願いします。

○政府参考人（坂篤郎君） 大変評価していただきましてありがとうございます。

先生御指摘のとおり、法律に準じますと、一九九九年以降の分をそのまま引っ込めると、こういうことになるかというふうに思います。

○辻泰弘君 次に、基礎年金の国庫負担の二分の一のケースでは、安定的な財源の確保、すなわち増税が前提とされているわけでございます。一九九九年の年金の財政再計算ではそれが二兆七千億に当たるといことが出ているわけですが、これはこの試算においては何の税目で増徴するというようにしているか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人（坂篤郎君） 先生御指摘のように、国民年金法の附則で、「平成十六年までの間に、安定した財源を確保し、」と、こう書いてあるわけでございます。その安定した財源でございしますが、二分の一ケースと三分の一ケースで約二・四兆円ぐらいの違いがあるのではないかと思うわけでございますが、何らかの前提をそうすると置かなくてはいけないと。率直に申しまして、一番単純なのが消費税率を％上げるといのが置き方として一番単純かということ、消費税率を％上げるといことを仮に想定して計算をしてあります。当然のことでございますが、政府としてその消費税率を％上げると決めたわけでは全くございませんで、計算の都合上そういうふうにしてあるというだけのことでございます。

○辻泰弘君 医療制度改革につきましては、今回、来年四月から三割負担が政府・与党で合意されておりますけれども、試算では昨年十一月二十九日の医療制度改革大綱が前提とされているわけでございます。必要なときに七割給付ということになったわけですが、試算に当たってはいつから三割負担になると想定されたんでしょうか。

○政府参考人（坂篤郎君） これは実は、二割にしましても三割にいたしましても実は国費には影響は極めて小そうございまして、ほとんど差が出ないという事情でございます。したがって、特段そのどちらを書かなくてはいけないという必要がございませんで、どちらでもない、こういうことかなと思います。

○辻泰弘君 「改革と展望」におきましては、構造改革が仮に実行されない場合、国債に対する信頼性が低下し、長期金利が急上昇し、景気後退に至るリスクが高まっていくと指摘されております。しかし、改革を行うことを前提とした試算でも、二〇〇三年度以降の公債金、すなわち新規の国債発行額は毎年度三十四兆から三十六兆にも及んでいるわけでございます。

試算では名目長期金利の推移が示されていますが、このことは毎年度三十兆以上の国債発行を続けても市場で問題なく消化されるということを意味しているかと理解していいんでしょうか。

○政府参考人（坂篤郎君） 端的に申しますとそういうことかと存じます。

試算にございますように、構造改革によりましてプライマリーバランスの赤字というのが中期的に縮小していくと、あるいはデフレの克服ということがありますと実質金利がちっちゃくなっていくのではないかといいようなことがございまして、長期金利の上昇は比較的緩やかなものにとどまると。つまり、金利が、物価がマイナスからプラスに戻っていく割には長期金利の上昇は緩やかなものにとどまっていくというふうに考えているわけでございます。

○辻泰弘君 今お話もございましたように、「改革と展望」ではプライマリーバランスの赤字が縮小し、二〇〇六年度ころにはGDP比が半分に低下すると、二〇一〇年代初頭にプライマリー

バランス黒字化するという展望が示されているわけでございます。

しかし、よく見ますと、二〇〇二年度以降、毎年度八十兆から九十兆の予算総額という中で三十兆以上もの国債発行が続けられるという異常な状況、そういう姿の中で、プライマリーバランスが数値として低下していくからといって財政状況が改善していくんだというふうに判断するのはいささか乱暴ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人（坂篤郎君） プライマリーバランスはとにかく今は赤字でございまして、プライマリーバランスをとにかく、プライマリーバランスというのは御承知のようにとりあえず最初の目標なわけでございますが、それだけでも何とかしていくということはそれはそれで方向としては財政健全化の方だと。だからといって、それですべていいというわけではないんだと思いますが、方向としては少なくとも今に比べれば健全化の方向に行くということなんだろうというふうに考えております。

○辻泰弘君 「改革と展望」におきましては、国民負担の在り方について受益と負担の関係について検討を行うということがうたわれております。

かつて、平成六年の三月、厚生省によるいわゆる福祉ビジョンという中で租税、社会保障負担の見通しというものが示されたことがございました。また、平成九年の財政構造改革法でも財政運営の方針として租税、社会保障負担の伸び抑制の方針が掲げられていたと、平成十年に停止されておりますけれども。

今後の政策選択、政策運営の手掛かりとするために内閣府試算でも租税負担、社会保障負担の見通しを提示すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人（坂篤郎君） 試算の目的が元々「改革と展望」の審議のために作ったものでございまして、そういう意味では、プライマリーバランスでございましてか、あるいは成長率でございましてか、あるいは財政につきましても財政全般といったようなマクロ的なことのチェックをするために作ったわけなんでございまして、それで今御指摘のようなことはしないわけでございますが、ある意味では細かいところに余り突っ込んでいきますと、それはそれで別の作業としてやった方が合理的ではないかなというふうに考えておるわけでございますが、必要があれば今後ともいろいろ各省、関係省庁とは協力をしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○辻泰弘君 最後の質問になりますが、政府全体の経済財政計画としてこれからも政策課題の解決の道を見いだすべく政策官庁すべてが取り組んで方向性を示す、その一つの手掛かりとなるものだと思います。その意味で、財務省の主計局または厚生労働省の年金局など、そういうノウハウも全面的に駆使して今後の政策立案、運営に当たる、また試算を作っていくというふうにすべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人（坂篤郎君） それぞれの目的に応じましてそれぞれのところでいろいろな作業をするということになろうかと思いますが、私どもの、今回作るときにも実際には関係、主計局にもあるいは厚生労働省さんにもいろいろと教えてもらったりデータを提供してもらったりということは当然しておりますし、協力はこれからもしていきますし、協力がなくなかなか実際こういう作業はできないということでございます。

○辻泰弘君 終わらせていただきます。